

サービス利用規約

株式会社インフォーマット（以下「甲」といいます。）が提供するBtoBプラットフォームその他の各種サービス（以下「甲サービス」といいます。）の利用を希望する申込者（以下「乙」といいます。）は、本則と特約からなる以下のサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い甲サービスを利用するものとします。

なお、本則は乙が利用する全ての甲サービスに適用され、各特約は乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する場合に、本則と合わせて適用されるものとします。特約と本則の内容が異なる場合は、特約の内容が優先して適用されるものとします。

《本則》

第1条（サービスの利用の申込及び利用契約の成立）

1. 乙は、本規約を承諾の上、甲サービスの中で乙が利用を希望するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について、甲所定の申込手続（以下「本申込」といいます。）を行い、甲が乙に対し本サービスで使用するためのIDとそのパスワード（以下それぞれ「ID」、「PW」といいます。）を発行したとき、又は乙が別の甲サービスの利用のために取得済のIDについて甲が本サービスでの使用を承認したときに、甲乙間において、本申込における利用申込書又は甲所定の申込フォーム及び本規約に記載された内容を契約内容とする本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、乙は本サービスを利用できるものとします。
2. 本申込が、乙の代表者以外の乙の役職員等により為された場合でも、甲は、これを乙の意思によるものと看做すものとし、本サービスの利用が甲により承認された場合、乙は本契約上の権利を取得するとともに義務を負うものとします。

第2条（ID・PWの付与・管理等）

1. 甲は、乙に対して、ID・PW又はその一方を新規に割り当てて付与するか、又は別の甲サービスに関して乙に付与したID・PWを、本サービスの利用のために乙が使用することを承認するものとします。
2. 乙は、ID・PWを第三者に知られないように管理するものとし、ID・PWの盗用を防止する措置を自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、乙のID・PWを使用して本サービスにアクセスした上で為された各種取引、情報の発信、その他全ての行為については、全て乙の意思により為されたものと看做します。ID・PWの盗用等、乙に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、甲は一切責任を負わないものとします。
4. ID・PWが盗用される等不正に使用された場合は、乙は直ちにその旨を甲に届け出るものとします。

第3条（届出義務）

1. 乙は、本申込又は本契約に関連して甲に対し登録又は届出した情報に変更が生じた場合は、甲所定の方法で甲に対し速やかに届け出るものとします。
2. 乙が前項に従った届出を怠った場合は、通知の不到達その他の事由により損害を被ったとしても、甲は一切責任を負わないものとします。

第4条（権利の譲渡・貸与の禁止）

乙は、ID・PWの使用を含めた本サービスを利用する権利を第三者へ譲渡、貸与することはできないものとします。

第5条（利用開始月）

乙の本サービスの利用開始月は、本申込に記載された利用開始月（但し、甲が別途定めて乙に通知した場合は当該月）とします。

第6条（サービスの利用、サービスの変更・停止、再委託等）

1. 乙は、本サービスを日本国内でのみ利用することができるものとし、本サービスの利用において、利用ルール、操作方法等を遵守し、円滑なシステムの導入、利用に努めなければならないものとします。
2. 甲は、乙と他のサービス利用者（甲との間で甲サービスの利用契約を締結し、当該サービスを利用する第三者をいいます。以下同じ）との間の取引には、一切責任を負わないものとします。乙が他のサービス利用者との取引を行う場合、乙は、相手方との間で商品の発送・受領、又は情報の取扱、その他の取引について必要な手続を、全て自らの責任と負担において行うものとします。
3. 甲は、予告なく本サービスで提供する機能を追加、縮小、又は変更することができるものとします。この場合、甲は、甲が可能とする範囲で、甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で事前に一定の猶予期間を置いて通知するよう努めるものとします。但し、本サービスの提供を終了する場合は、甲は乙に対し、本サービスの提供終了日の3ヶ月以上前に通知するものとします。
4. 甲は、本サービスを運営するためのシステムの保守、点検、障害の復旧等のため、本サービスを停止することができるものとします。この場合、甲は、甲が可能とする範囲で、甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で事前に一定の猶予期間を置いて通知するよう努めるものとします。
5. 甲は、甲乙間で別途書面又は電磁的記録で合意した場合を除き、乙の要望に合わせた本サービスにおけるシステムのカスタマイズを一切行わないものとします。
6. 本サービス又はオプションサービスの全部又は一部を乙が解約する場合、又は甲が提供を終了する場合、乙は、当該サービス利用におけるデータ等のバックアップを自らの責

任と負担において行うものとし、解約の効力発生時又は甲の提供終了時以降、甲は乙のデータ等の滅失、毀損等について一切の責任を負わないものとします。

7. 甲は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、乙の承諾なしに第三者に委託（以下「再委託」といいます。）することができるものとします。この場合、甲は、当該委託先である第三者（以下「再委託先」といいます。）が、甲が本サービスを提供する場合と同等のレベルのサービスを提供するよう、善良な管理者の注意をもって再委託先を監督するものとします。
8. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、甲又は甲が許諾を得た権利者に帰属しており、甲による乙の本サービスの利用許諾によってこれらの権利が乙に譲渡・移転・利用許諾（但し、本サービス利用に伴って自動的に発生する利用は除きます。）等されるものではありません。

第7条（情報の作成・表示）

1. 乙は、本サービスで情報の作成及び表示をするにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 作成・表示にあたっての、本サービスにおける甲所定の規格
 - (2) 特定商取引に関する法律、景品表示法、その他商取引や表示に関する法令
 - (3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準
 - (4) 著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権の保護に関する法令
2. 甲は、乙が前項に違反した場合、その他乙の作成した内容が本サービスにふさわしくないと判断した場合は、乙に対し情報内容等の変更を求めることができます。乙が甲の変更請求に従わない場合、甲は乙の本サービス利用を停止することができるものとします。

第8条（禁止事項）

乙は、本サービスを利用するにあたり、以下の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに不正な手段によりアクセスすること。また、保存されているデータを不正に利用、改ざん又は破壊すること
- (2) 他者の名義を用いるなどして、他者になりすまして本サービスに申し込み又は利用すること
- (3) 甲又は他の第三者に誤解を与え、誹謗中傷し、又はその業務を妨害するような風説・虚偽を流布すること
- (4) 本サービスを模倣又は外見上著しく類似したサービスを販売又は勧誘すること
- (5) 甲の事前の許可なく、本サービス上のコンテンツ等をそのまま、又は変更を加えて複製し、第三者に公開、表示すること
- (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は提供すること
- (7) 甲又は第三者の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれの

ある行為を行うこと

(8) その他、甲が不適切と合理的に判断する行為を行うこと

第9条（秘密保持義務）

1. 甲は、乙の本サービス上のデータ、内容、情報に関し、甲が明示又は公表する「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」のもと、適切に保護するものとします。
2. 甲は、本サービスの構築、変更、改修、改良、拡張、更新、メンテナンス等又は円滑若しくは効率的な提供、又は新サービスの開発若しくは提供に必要な又は有用な範囲で、本サービスから抽出したデータ、内容、情報（以下合わせて「本データ」といいます。）の利用（複製、改変等を含みます。）を行うことができるものとし、また、その範囲内での利用のために、第三者に秘密保持義務を負わせた上で、甲の責任において、当該第三者に対して本データを提供し、又は当該第三者と共同で本データを利用することができるものとします。
3. 前二項にかかわらず、甲は、本データについて、乙が識別・特定できないように加工し、自由に利用（複製、改変、第三者への提供を含みます。）することができるものとします。
4. 甲は、乙が本サービスを解約した後も、乙の本サービス上のデータ、内容、情報を、乙の取引相手方である他のサービス利用者のために保存することができるものとします。但し、乙から合理的な理由に基づくデータ等の削除依頼があった場合は、甲乙間で協議の上、削除の可否について決定するものとします。
5. 乙は、本サービス上の情報及び本サービスを通じて得た情報について、善良な管理者の注意をもって取扱い、本契約期間中はもとより期間終了後においても、本サービスの利用その他正当な目的以外の目的のために、これを利用し、又は開示・漏洩してはならないものとします。
6. 乙は、甲が本サービスの提供を再委託する場合に、乙の本サービス上のデータ、内容、情報の全部又は一部が、再委託された業務の遂行に必要な範囲で再委託先に提供されることにつき、予め承諾するものとします。

第10条（連携サービスの利用）

1. 乙は、本サービスと連携して利用可能な第三者が提供するサービスであって甲が承認したもの（以下「連携サービス」といい、連携サービスを提供する第三者を以下「連携サービス事業者」といいます。）と本サービスを連携して利用する場合、乙の本サービス上のデータ、内容、情報の全部又は一部が連携サービス事業者に提供されることにつき、予め承諾するものとします。
2. 甲は、連携サービス及び本サービスと連携サービスとの連携に関して乙が被った損害について、一切責任を負わないものとします。但し、本サービスと連携サービスとの連携に関して、甲の故意又は重過失により乙に損害が生じた場合には、甲は、第11条第1項

の規定に基づき、乙に対し賠償責任を負うものとします。

第 11 条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙が本サービスに関して被った損害について、甲の故意又は重過失によって乙に損害が生じた場合に限り、賠償責任を負うものとします。甲に故意又は重過失がある場合、及び法令の適用その他の理由により本条その他本契約に定める甲の責任を免責する条項にかかわらず甲が損害賠償責任を負う場合、甲は、現実かつ直接に生じた通常の損害に限り賠償責任を負うものとし、逸失利益及び特別損害については予見可能性の有無を問わず賠償責任を負わないものとします。また、甲が負う損害賠償責任の累積上限額は、乙が本サービスを有料で利用している場合は、直近 1 ヶ月間に甲が乙から受領した本サービスの月額使用料（税抜）とします。なお、乙が本サービスを無料で利用している場合は、甲は故意又は過失の有無にかかわらず乙に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 甲は、本サービスを安定的かつ継続的に管理・運用することに努めるものとしますが、天災、停電、テロ等の不可抗力により突然に、システムの変更、保守作業等により計画的に、又はアクセス過多、システムの過負荷、本サービスの提供に関して連携している他社サービス（連携サービスを含みます。）における障害その他一切の事情により、システムの全部又は一部が一定期間停止し、又はシステム処理が遅延する場合（以下これらを総称して「システム停止等」といいます。）があることを乙は予め承諾し、システム停止等による月額使用料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないものとします。
3. 甲は、乙が他のサービス利用者又はその他の第三者（連携サービス事業者を含みます。）との間で生じた紛争には、一切関与しないものとします。万一、甲が、乙に関係するクレームへの対応、又は損害賠償等の支払を求められた場合、乙は、そのために甲が要した弁護士費用その他の費用及び賠償金を含む一切の負担・損害を、甲に対し賠償するものとします。
4. 甲は、乙が本サービスを利用するために使用する PC 等の機器又はインターネット回線を含む他社サービスに依存する問題について、一切の対応を行わず、問題の解決を保証しないものとします。

第 12 条（解除）

1. 甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、又はその可能性があると甲が判断した場合には、何らの催告等なく乙に対し通知することによって、直ちに本サービスを含む甲サービスの利用契約を解除することができるものとし、解除により生じた乙の損害につき何ら責任を負わないものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うも

のとします。

- (1) 本規約を含む本契約の条項又は甲との他の取引に関する約定に違反したとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 支払の停止、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算若しくはこれらに類似する債務整理手続開始の申立て、及びそれに類する乙又は乙代理人からの通知があったとき
 - (5) 解散又は営業停止となったとき
 - (6) その他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 販売方法、取扱商品、取扱サービスについて行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (8) データに誤りがあることを知りながら提供する行為又はデータを改ざんする行為を行ったとき
 - (9) その他、法令に反する行為を行ったとき
 - (10) 乙が最後に本サービスを利用してから5年が経過したとき
2. 甲は、前項各号に該当しない場合であっても、乙の本サービス利用の継続が相当ではないと合理的に判断したときは、乙に対し通知の上、本サービスの提供を停止し、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、自己の債務の弁済を要せず、また、催告等何らの手続を要しないで直ちに、相手方と締結した全ての契約を解除し、一切の取引を停止することができるものとします。
4. 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第14条（規約の変更等）

1. 甲は、本サービスに関連する実情や社会経済情勢の変動、法令や税制の変更その他諸般の状況の変化等の事由があると判断した場合、及び本サービスの内容に変更がある場合には、本規約を含む本契約の内容（本サービスの使用料・費用等を含みます。以下「本規約の内容等」といいます。）を変更することができるものとします。
2. 甲が本規約の内容等を変更する場合、甲は乙に対し、一定の猶予期間を置いて本規約の内容等を変更する旨及び変更後の本規約の内容等とその効力発生日を事前に甲のウェブサイト若しくは本サービス画面上、又は電子メール等の方法で通知するものとします。乙は、変更内容に異議ある場合には、当該効力発生日までに限り甲へ通知することにより本契約を解約することができるものとし、乙が当該効力発生日までに本契約を解約しない場合は、本規約の内容等の変更に同意したものと看做します。なお、乙が本条に基づいて本契約を解約した場合でも、乙が有料サービスを利用していた場合は、当該終了月までの使用料は発生するものとします。
3. 乙が本規約の内容等の変更の効力発生日以前に本サービスの利用に関して甲との間で締結した利用規約（以下「旧規約」といいます。）は、甲乙間で別途書面又は電磁的記録により旧規約の変更につき合意していた内容を除き全て効力を失い、本規約の内容等の変更の効力発生後は、変更後の本規約の内容等のみが適用されるものとします。但し、本規約の内容等の変更の効力発生日以前にそれまでの本契約の内容に基づき既に発生していた乙の未払いの使用料、費用、損害賠償金等の権利義務に関しては、本規約の内容

等の変更は直接には影響を及ぼさないものとします。

第 15 条（誠実協議義務）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとします。

第 16 条（分離可能性）

1. 本契約のいずれかの条項又はその一部が、法令の適用その他の理由により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。甲は、無効等部分を補い、又は執行力をもたせるために必要な範囲で本規約を含む本契約を修正し、無効等部分について同様の趣旨及び法律上・経済上同等ないし類似の効果を確保できるように努め、乙はこれに協力するものとします。
2. 本契約のいずれかの条項又はその一部が、他のサービス利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、乙との関係における有効性等には原則として影響を及ぼさないものとします。

第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【本則-4】

《有料利用特約》

乙は、甲サービスのうち甲が有料で提供する各種サービス（以下「有料サービス」といいます。）の利用を希望する場合は、本則に加え以下の特約（以下「有料利用特約」といいます。）に従い有料サービスを利用するものとします。有料利用特約は、乙が利用する全ての有料サービスに対して適用されるものとします。

第 1 条（有料サービスの利用者）

有料サービスは、事業を営む法人又は個人が利用できるものとします。

第 2 条（月額使用料）

1. 乙は、有料サービスの基本サービス、オプションサービス、その他甲が有料で提供するサービスのうち月単位で課金されるものを利用する場合、その対価として、甲が本申込における利用申込書又は甲所定の申込フォームに記載して乙に提示する月額使用料（以

下「月額使用料」といいます。)を甲に支払うものとします。

2. 月額使用料は、本申込に記載された有料サービスの利用開始月（但し、甲乙間で月額使用料の発生開始月を別途定めた場合にはその月）から、有料サービスの利用終了日の属する月まで発生するものとします。月の途中から利用を開始した場合又は月の途中で解約等により利用を終了した場合でも日割計算は行われず、乙は、当該月について1ヶ月分全額の月額使用料を支払うものとします。
3. 乙は、月額使用料を、甲の指定する「預金口座振替依頼書」を甲に提出した上で、各使用月の末日締めの日付翌月27日（休日の場合は翌営業日）払いの約定にて銀行口座振替の方法により甲に支払うものとします。
4. 乙は、月額使用料を銀行振込の方法で支払うことを希望する場合、事前に甲に申請して承認を得るものとし、各使用月の末日締めの日付翌月末日（休日の場合は前営業日）までに甲の請求書に基づき甲の指定する銀行口座に振り込む方法により甲に支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。

第3条（セットアップ費用）

1. 乙は、甲サービスの利用にあたりセットアップの必要な甲サービスを申し込み、当該セットアップを甲に依頼した場合、次項以下の定めに従うものとします。
2. 乙は、当該セットアップ費用（以下「セットアップ費用」といいます。）を、当該セットアップ申込月の末日締めの日付翌月末日（休日の場合は前営業日）までに甲の請求書に基づき甲の指定する銀行口座へ振り込む方法により甲に支払うものとします。なお、振込手数料は乙の負担とします。
3. 乙は、セットアップの申込手続を完了した後は、当該セットアップにかかる甲サービスの提供開始日以前に、当該セットアップにかかる甲サービスの利用契約を解約することはできないものとします。但し、乙は、セットアップ費用相当額を違約金として甲に支払うことにより、当該セットアップにかかる甲サービスの利用契約を解約できるものとします。
4. 乙の都合で本サービスの利用を中止した場合でも、乙は甲に対し、当該セットアップ費用を支払う義務を負うものとします。

第4条（その他料金等）

有料サービスのうち月単位で課金されるもの及びセットアップ以外の、有料サービスにかかる使用料、費用、その他の料金（以下「その他料金等」といいます。）並びにその支払時期及び支払方法については、甲が別途定めて乙に通知するものとします。

第5条（解除）

乙が、月額使用料、セットアップ費用若しくはその他料金等、又は本契約に関連して甲に対

して負う一切の支払債務の支払を怠り、又は遅延した場合、甲は、何らの催告等なく乙に対し通知することによって、直ちに甲が乙に提供する全てのサービスの乙への提供を停止し、本契約を解除できるものとし、当該提供停止・解除により生じた乙の損害につき何ら責任を負わないものとします。この場合、甲が乙に向けて解除の通知を発した時に、解除の効力が発生するものとします。また、この場合、乙は契約解除と同時に甲に対し負う一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を甲に対し支払うものとします。

第6条（遅延損害金）

乙が、月額使用料、セットアップ費用若しくはその他料金等、又は本契約に関連して甲に対して負う一切の支払債務の支払を怠り、又は遅延した場合、乙は、支払期限の翌日から支払いに至るまで、年10%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

【有料-4】

《BtoB プラットフォーム商談 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム商談サービス（以下「本商談サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い、本商談サービスを利用するものとします。

第1条（利用の審査）

乙が本商談サービスの買い手サービスを利用する場合、以下の各号を適用するものとします。

- (1) 甲は、乙の利用申込の内容等を踏まえて審査を行い、乙による本商談サービス利用の可否を決定するものとします。
- (2) 甲は、前号の審査において、乙の信用度等を第三者に調査させることができるものとします。
- (3) 甲は、第(1)号の審査の結果、乙に本商談サービスを利用するための信用度等がないと判断した場合、その他甲の定める要件を満たさないと判断した場合、その理由を示すことなく乙による本商談サービスの利用を拒否することができるものとします。
- (4) 乙は、甲に対して、前号の拒否について、債務不履行、不法行為、不当利得、その他請求原因の如何を問わず、何らの請求もすることができないものとします。

第2条（月額使用料）

乙は、本商談サービスの有料サービス（以下「本商談有料サービス」といいます。）を利用する場合、「有料利用特約」第2条（月額使用料）第3項の定めにかかわらず、基本サービスの月額使用料を、甲の指定する「預金口座振替依頼書」を甲に提出した上で、各使用月の当

月27日（休日の場合は翌営業日）払いの約定にて銀行口座振替の方法により甲に支払うものとします。

第3条（契約期間）

1. 本商談有料サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日（以下「契約終了日」といいます。）までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 乙は、甲所定の申込手続を行った後は、契約終了日以前に、本商談有料サービスの利用契約を解約できないものとします。但し、違約金として契約終了日までの月額使用料の全額を乙の解約希望日までに甲に支払うことにより、本商談有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

第4条（連携立替払サービス）

1. 乙が、本商談サービスと連携して、本商談サービスを通じて成立する取引に基づく代金について第三者が立替払を行うサービス（以下「連携立替払サービス」といいます。）を利用する場合、乙は、自らの責任及び費用負担において、別途、当該第三者との間で当該連携立替払サービスの利用に関する契約を締結するものとします。
2. 連携立替払サービスは、本則第10条に定義する連携サービスに該当するものとします。

【商談-4】

《BtoBプラットフォーム商談（無料）特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム商談「即決マート」、「全国特産品Mart」及び「備品資材市場」サービス（以下「本即決マート等サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い、本即決マート等サービスを利用するものとします。

第1条（連携立替払サービスの利用）

乙は、本即決マート等サービスを利用する場合、BtoBプラットフォーム商談利用特約第4条第1項に定義する連携立替払サービスを利用するものとします。

第2条（契約期間）

1. 本即決マート等サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日（以下「契約終了日」といいます。）までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 乙は、甲所定の申込手続を行った後は、契約終了日以前に、本即決マート等サービスの利用契約を解約できないものとします。

【商談（無料）-1】

《販売サポート機能 利用特約》

乙は、本サービスのうちBtoBプラットフォーム商談サービス（以下「本利用サービス」という）の販売サポート機能（以下「本販売サポート機能」という）を利用する場合、本特約に従うものとします。

第1条（本販売サポート機能の利用の申込及び利用契約の成立）

1. 本販売サポート機能は、本利用サービスを利用する者のみが利用できるものとします。
2. 乙は、本販売サポート機能の利用を希望する場合、甲所定の申込手続を行い、甲が当該申込を承認したときに、甲乙間において本販売サポート機能の利用契約（以下「本販売サポート利用契約」という）が成立し、乙は本販売サポート機能を利用できるものとします。
3. 本販売サポート機能の利用開始月からその翌々月の末日までを本販売サポート利用契約の最低利用期間とし、乙は、最低利用期間中は本販売サポート利用契約を解約できないものとします。但し、乙は、最低利用期間中であっても、最低利用期間の末日までの月額使用料相当額（1ヶ月に満たない期間は1ヶ月として計算する）を甲に支払うことにより、本販売サポート利用契約を解約できるものとします。

第2条（本個別機能の利用）

本販売サポート機能は、甲が定め乙に提示する個別の販売サポートサービス（以下「本個別機能」といい、本販売サポート機能とあわせ「本販売サポート機能等」という）により構成されます。乙は、本個別機能の利用を希望する場合、その都度甲所定の申込手続を行い、甲が当該申込を承認したときに、甲乙間において本個別機能の利用契約（以下「個別契約」という）が成立し、乙は本個別機能を利用できるものとします。

第3条（情報等の提供）

1. 甲が個別契約履行のため、情報、データ等の提供を乙に要請した場合、乙は、速やかに甲に対し無償で当該情報、データ等（以下「提供素材等」という）を提供するものとします。甲は、提供素材等を個別契約履行の目的以外の目的に使用しないものとします。
2. 甲は、個別契約終了後は提供素材等を保管する義務を負わないものとし、自らの判断において提供素材等を廃棄又は削除できるものとします。

第4条（報告）

甲は、個別契約の履行状況を、甲所定の時期及び方法で乙に報告するものとします。

第5条（納入・検収）

1. 甲は、個別契約に基づき作成し乙に納入する物件（以下「成果物」という）がある場合、個別契約で定める期日までに甲所定の形式・方法で乙に成果物を納入するものとします。個別契約について成果物がない場合、甲は、個別契約終了後速やかに当該個別契約の履行内容等を甲所定の形式・方法で乙に報告（以下「完了レポート」という）するものとします。
2. 乙は、成果物又は完了レポート（以下「成果物等」という）を受領後速やかに検査（以下「納入検査」という）し、個別契約の内容に適合していない（以下「契約不適合」という）ことを発見した場合、成果物等の受領後 30 日以内（以下「検査期間」という）に甲に通知するものとします。
3. 甲は、前項の通知受領後成果物等を検査し、その結果、契約不適合を認めた場合は、甲の裁量により成果物等の修補若しくは代替品の納入、又は個別契約の再履行若しくは解除等（以下「追完」という）を行うものとします。但し、当該契約不適合が乙の提供素材等又は乙の指示に起因する場合、又は契約不適合の程度が軽微であって追完に過分の費用を要する場合、甲は契約不適合責任を負わないものとします。
4. 甲が乙から成果物等について納入検査合格の通知を受けた場合、又は検査期間内に乙から何らの通知も甲が受領しなかった場合、成果物等は乙の納入検査に合格したものと看做され、個別契約は完了したものとします。
5. 検査期間内では発見できない契約不適合については、乙は検査期間経過後 1 ヶ月以内に限り、追完を甲に請求することができるものとし、この場合、第 3 項の規定に準じて取り扱われるものとします。

第6条（知的財産権）

1. 本販売サポート機能等及び成果物等の著作権その他の知的財産権は、甲又は甲が許諾を得た権利者に帰属します。甲は、成果物等について、その利用目的及び甲が認める利用方法・態様の範囲で、乙に利用を許諾するものとします。なお、甲による乙に対する当該利用許諾によってこれらの権利が乙に譲渡・移転等されるものではありません。
2. 甲は、成果物等を、甲の広報及び広告宣伝等に利用できるものとし、乙は甲に対し、当該利用目的内での乙の名称、商標、企業ロゴ等の利用を許諾するものとします。

第7条（成果物等の非保証）

1. 乙は、本販売サポート機能等及び成果物等を自らの判断と責任において利用するものとし、甲はその利用及びその結果について、目的適合性、正確性、完全性等、明示的か默示的かにかかわらず、いかなる種類の保証も行いません。

2. 甲は、成果物等が、全ての機器・端末又は環境下で、乙が期待する一定の動作速度又は円滑さをもって動作することを保証しないものとします。

第8条（再委託）

1. 甲は、本販売サポート機能等の提供に関する業務の全部又は一部を、乙の承諾なしに第三者に委託（以下「再委託」という）することができるものとします。この場合、甲は、当該委託先である第三者（以下「再委託先」という）が、甲が本販売サポート機能等を提供する場合と同等のレベルの機能を提供するよう、善良な管理者の注意をもって再委託先を監督するものとします。
2. 乙は、甲が本販売サポート機能等の提供を再委託する場合に、再委託された業務の遂行に必要な範囲で、乙の情報、データ等（提供素材等を含む）の全部又は一部が、再委託先に提供されることにつき、予め承諾するものとします。

第9条（販売サポート機能及び個別機能の変更）

甲は、乙に対し、4週間前までに告知又は通知を行うことにより、本販売サポート機能等を提供するサービス等を追加、縮小、又は変更することができるものとします。但し、本販売サポート機能等の提供を終了する場合は、甲は、乙に対し、3ヶ月以上の期間を隔てて告知又は通知するものとします。

第10条（解約）

1. 甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本販売サポート利用契約を解約できるものとします。但し、最低利用期間中については、第1条の規定に従うものとします。
2. 本利用サービスの利用契約が解約又は解除された場合、本販売サポート利用契約も当然に解約又は解除により終了するものとします。
3. 本販売サポート利用契約が解約又は解除された場合、個別契約も当然に解約又は解除により終了するものとし、この場合、その後の取扱い等について、甲乙間で協議するものとします。

【販売サポート-1】

以上

【IMTOS447-01】